

高知県初「えるぼし」「もにす」ダブル認定

えるぼし・もにす認定通知書交付式を実施しました！（令和5年12月26日）



企業と障害者が、
明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す び

という思いをこめて、名付けられたものです。

高知労働局（局長 中村克美）は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として、令和5年12月18日付で株式会社 SHIFT PLUS を障害者雇用優良中小事業主基準適合事業主（愛称「もにす」）として認定いたしました。

株式会社 SHIFT PLUS は、障害特性に配慮した職場環境や仕事づくり、体制づくりを行うなど、障害者の雇用の取り組みにおいて特に優れた実績を残され、今回の認定に至りました。



写真左から(株) SHIFT PLUS 人事労務担当 清水様、中村労働局長、(株) SHIFT PLUS 採用担当 片岡様



株式会社 SHIFT PLUS

※もにす認定制度とは、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組等に関して、実施状況が優良である中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度です。